

一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を分載し、前すんで福建等処承宣布政使司に至り投納せしむ。督撫兩院に転詳して題明し、陪臣溫開榮等をして表文・方物を齎捧し、京に赴きて聖禮を叩祝せしむるを乞う外、所有の原船二隻は、仍お貴司歴貢の事例を查明し、其の余の員役を將て、来年夏至の早汛に於て、速やかに本国に摘回するを賜たまわるとを乞う。末員海上に濤に驚くに至らざらん。皆、貴司の再生の徳に出ずる者なり。貞、海陬に僻處し、夙に貴司の恩、涉險の波臣に及ぶを仰つねぎ、毎に高誼を懷おもい、深く五内に銘めいず。茲こゝに者入貢の末員駕駘下乘にして、誠に事に任ずるに堪えざるを恐る。伏して貴司の始終照あらすを祈る。感佩何ぞ極まらんや。此の為に理として合に貴司に移咨すべし。事理に依るを請ねがう。煩わづわくは察照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

康熙四十三年（一七〇四）十月十二日

咨

注（1）涉險の波臣 危険をおかして海上をやつてくる臣下。

（2）五内に銘ず 五内は五つの内臓、転じて心の意にもなる。心に銘じる。

（3）茲者 ここに、今、このたび。

（4）駕駘下乘 駕駘、下乗とも駄馬のこと。転じておろか者のこと。

2-03-07

国王尚貞の、進貢のため耳目官溫開榮等を遣わすむねの符

文（一七〇四、一〇、二二）

琉球国中山王尚（貞）、進貢の事の為にす。

照得するに、敵国は世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一次なり。茲に康熙四十三年の貢期に当り、特に耳目官溫開榮・正議大夫蔡肇功・都通事阮璋等を遣わし、表・咨を齎捧し海船二隻に坐駕して官伴・水梢を率領せしむ。每船に均幫する上下の員役は共に二百員名を過ぎず。常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔等の方物を装運して兩船に分載す。一船は義字第七十八号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、一船は義字第七十九号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、前んで福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き聖禮を叩祝せんとす。

所扨の差去する員役は並びに文憑無ければ、誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此の為に王府、今、義字第七十七号半印勘合の符文を給して都通事阮璋等に付し収執して前去せしむ。如し経過の閩津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば即便ただちに放行し、留難し遅候するを得しむる母かれ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 京に赴く

耳目官一員 温開栄 人伴一十二名

正議大夫一員 蔡肇功 人伴一十二名

都通事一員 阮璋 人伴七名

在船都通事二員 毛文采^①
阮維徳 人伴八名

在船使者四員 夏降安・毛温良
翁能寛・東是泊 人伴十六名

存留通事一員 蔡堦 ③ 人伴六名

在船通事一員 鄭士絢 ④ 人伴四名

管船火長・直庫四名 紅土頭・鄭良元^⑤
松永茂・長立功

右の符文は都通事阮璋等に付す。此れを准ず

康熙四十三年（一七〇四）十月十二日給す

注（1）毛文采 毛文英の誤か。「〇三〇八」では毛文英。毛文英は、

一六五三―一七二二年。久米村毛氏（奥間家）三世。奥間里之子親雲上。都通事。この進貢の帰途、風に遭い土佐に漂着、康熙四十五年に帰国した（『家譜（二）』七三三頁）。

（2）東是泊 「〇三〇九」では東是伯とす。

（3）蔡堦 一六八一―一七一四年。久米村蔡氏（儀間家）十二世。儀間親雲上。都通事（『家譜（二）』一六四頁）。

（4）鄭士絢 生没年不詳。久米村鄭氏（与座家）五世（『家譜（二）』六六四頁）。

（5）紅土頭 一六八三―一七三三年。久米村紅氏（和宇慶家）十一世。中議大夫。冊封使の迎接や進貢のためたびたび清に渡る

（『家譜（二）』一〇六頁）。

2-03-08

国王尚貞の、進貢のため耳目官温開栄等を遣わすむねの執照

（一七〇四、一〇、二二）

琉球国中山王尚（貞）、進貢の事の為にす。

照得するに、敵国は世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一次なり。茲に康熙四十三年の貢期に当り、特に耳目官温開栄・正議大夫蔡肇功・都通事阮璋等を遣わし、表・咨を齎捧し海船二隻に坐駕して、官伴・水梢を率領せしむ。每船に均幫する上下の員役は共に二百員名を過ぎず。常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔等の方物を装運して両船に分載す。一船は義字第七十八号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、一船は義字第七十九号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、前んで福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き聖禮を叩祝せんとす。

所掇の差去する員役は並びに文憑無ければ、誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此の為に王府、今、義字第七十八号半印勘合の執照を給して存留通事蔡堦等に付し収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば即便に放行し、留難し遅候するを得しむる母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開